

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格	3
3 計画の期間	4
4 計画策定におけるポイント	5
5 計画の策定体制	6
第 2 章 美浜町の現状	7
1 障害者等の現状	7
2 障害者福祉に関するアンケート調査結果	11
3 団体・事業所へのヒアリングシート調査結果	14
第 3 章 計画の基本的な考え方	15
1 基本理念	15
2 計画の基本的視点	16
3 サービス提供に向けた基本方針	18
第 4 章 計画の数値目標と確保方策	19
1 第 4 期計画における成果目標の進捗状況	20
2 平成 32 年度の成果目標	21
3 障害福祉サービスの見込量	25
4 地域生活支援事業の見込量	31
5 障害児支援サービスの見込量	42
第 5 章 計画の推進体制	45
1 計画の推進	45
2 計画の進捗管理	45
3 地域福祉審議会について	46
資料編	47
1 美浜町第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画策定経緯	47
2 美浜町第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画策定委員会設置要綱	48
3 美浜町第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画策定委員会委員名簿	49
4 用語解説	50

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景

- 美浜町では、平成 18 年度に「美浜町第 1 期障害福祉計画」を策定し、以来 3 年ごと 4 期に渡る計画を通じて、障害のある人に対する障害福祉サービスの円滑な提供に努めてきました。
- この間、国においては様々な障害者制度改革が進められ、障害福祉サービス等の整備については、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会」の実現へ向けて、障害福祉サービスや地域生活支援事業に係る施策が推進されることとなりました。
- 平成 28 年 5 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（「障害者総合支援法」「児童福祉法」の一部改正）が成立し、障害のある人の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等を推進する方針が示されました。また、障害福祉計画に加え、障害児福祉計画を策定することが新たに義務付けられました。
- このような状況や第 4 期障害福祉計画の実施状況及び障害児を含むニーズ等も踏まえ、「美浜町第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定するものです。

■障害者関連法整備の主な動き（「障害者自立支援法」施行以降）

年	主な動き
平成 18 年	「障害者自立支援法」の施行（4 月） ・身体、知的、精神の3障害のサービスを一元化 ・応能負担から応益負担へなど 国連総会で「障害者権利条約」を採択（12 月）
平成 19 年	日本が「障害者権利条約」に署名（9 月）
平成 21 年	「障害者雇用促進法」の改正・施行（4 月） ・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大など
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行（8 月） ・差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定など
平成 24 年	「障害者虐待防止法」の施行（10 月） ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部施行（4 月） ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加など 国において「障害者基本計画（第3次）」の策定（9 月） ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 ・計画期間の短縮など
平成 26 年	「障害者総合支援法」の改正・施行（4 月） ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化など 日本が「障害者権利条約」を批准（1 月） ・障害者の権利を実現するための措置等を規定
平成 27 年	「障害者総合支援法対象疾病検討会」による対象疾病拡大
平成 28 年	「障害者差別解消法」及び「児童福祉法」の施行（4 月） ・差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化など 「改正障害者雇用促進法」の施行（4 月） （一部、平成 30（2018）年 4 月施行予定） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務など 「成年後見制度利用促進法」の施行（5 月） ・利用促進等の設置、利用促進に関する施策など 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8 月） ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築など
平成 30 （2018）年	「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部施行（4 月） ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備など 国において「障害者基本計画（第4次）」の策定 ・平成 30(2018)年度から平成 34(2022)年度までの 5 年間 ・障害者の権利に関する条約批准後の初めての計画として条約との整合性を確保

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める市町村障害福祉計画と、児童福祉法第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。本計画は、美浜町における障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスの見込み量ならびに、見込み量確保のための方策を定めます。

	美浜町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	
名称	第5期 障害福祉計画	第1期 障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	平成30年度～平成32年度	
策定内容	障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、見込み量確保のための方策を定める	児童福祉法に基づくサービスの見込み量、見込み量確保のための方策を定める

(2) 障害児福祉計画について

平成28年5月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県及び市町村は、国の基本指針に即して、これまでの「障害福祉計画」に加え、「障害児福祉計画」を定めるものとされました。

基本指針に記された障害児に係る主な事項は、下記のとおりとなっています。本町では、第4期障害福祉計画においても、児童福祉法に基づくサービスとして、児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、障害児相談支援の見込み量と、見込み量確保のための方策を掲載してきましたが、本障害児福祉計画においても、基本指針を踏まえながら、これらのサービスの見込み量と確保のための方策等について記載します。

○基本指針における障害児福祉計画に関する事項○

■ 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

■ 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

■ 計画の作成に関する事項

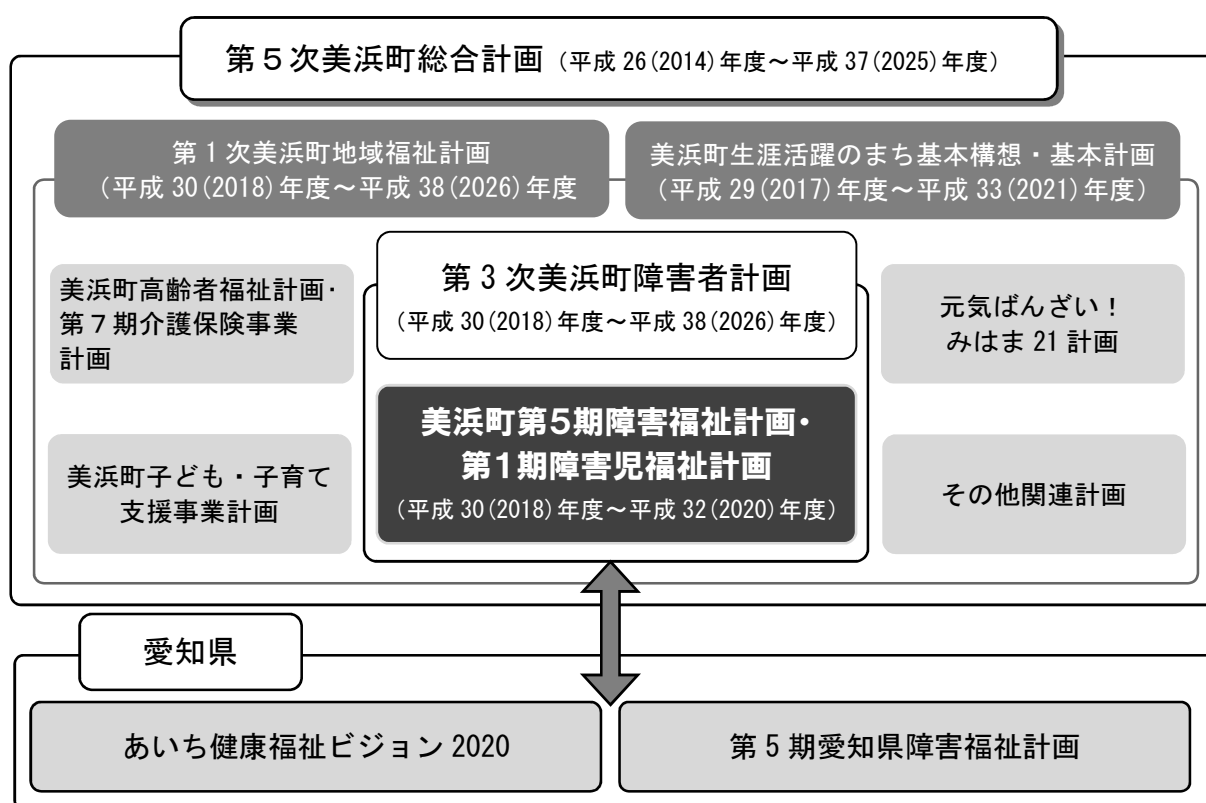
■ その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

(3) 他計画との関連

本計画は、国の障害福祉に係る法律や指針を踏まえて策定するとともに、愛知県の「あいち健康福祉ビジョン 2020」「第5期愛知県障害福祉計画」との整合性を図ります。

また、町の最上位計画である「第5次美浜町総合計画」の部門別計画とし、「美浜町生涯活躍のまち基本構想・基本計画」「第1次美浜町地域福祉計画」をはじめ、「美浜町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」「元気ばんざい！みはま21計画」「美浜町子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図ります。

なお、別に策定する「第3次美浜町障害者計画」は、本町における障害者施策全般に関する基本的な計画であり、本計画と一体となって、本町の障害者福祉施策を推進するものです。



3 計画の期間

本計画は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間を計画期間とします。

平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成33 (2021)年度	平成34 (2022)年度	平成35 (2023)年度	平成36 (2024)年度	平成37 (2025)年度	平成38 (2026)年度
第3次美浜町障害者計画 平成30(2018)年度～平成38(2026)年度								
美浜町第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画 平成30(2018)年度～32(2020)年度			美浜町第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画 2021年度～2023年度(予定)			美浜町第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画 2024年度～2026年度(予定)		

4 計画策定におけるポイント

国が示す「平成 30 年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」においては、そのポイントとして以下があげられています。

ポイント 1 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス(自立生活援助)の充実を行う。

ポイント 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

ポイント 3 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス(就労定着支援)が創設されることを踏まえ、職場定着率の目標値を成果目標に追加する。

ポイント 4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

ポイント 5 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互または一体的な利用を促進する。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりを推進する。

ポイント 6 発達障害者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置(県及び指定都市)の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

5 計画の策定体制

(1) 策定委員会の開催

本計画が障害のある人や関係者等の意見を反映した計画となるよう、保健医療従事者、障害福祉団体・事業者等の代表から構成される「第3次美浜町障害者計画、美浜町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定委員会」を設置し、策定内容に関して検討を重ねました。

(2) 障害者福祉に関するアンケート調査の実施

平成29年8月28日から9月22日にかけて、障害のある人の現状や障害福祉サービスのニーズ等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、美浜町に在住の障害のある人を対象に障害者福祉に関するアンケート調査を実施しました。

(3) 団体・事業所ヒアリングシート調査の実施

平成29年8月17日から9月8日にかけて、障害のある人を取り巻く現状や障害福祉サービスの利用状況等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、美浜町にある5団体・7事業所を対象に障害者福祉に関するヒアリングシート調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

平成30年1月22日から2月9日にかけて、本計画の策定内容に関して町民から広く意見を募集することを目的として、パブリックコメントを実施しました。

第2章 美浜町の現状

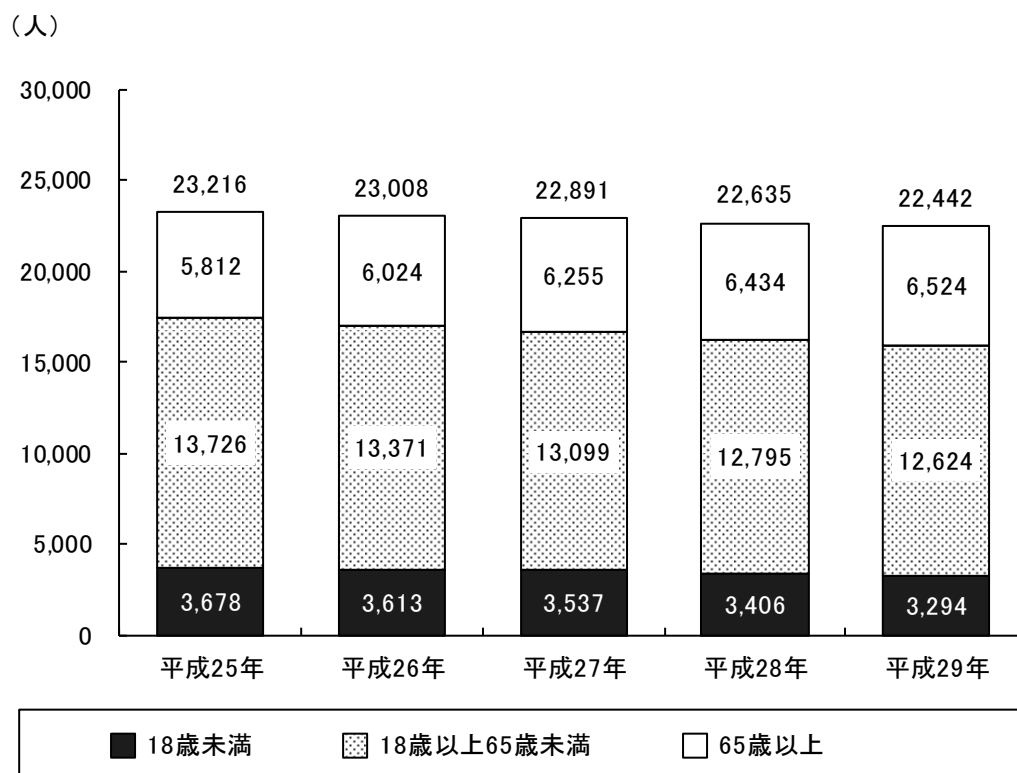
1 障害者等の現状

(1) 人口の推移

美浜町の人口は減少傾向にあり、平成29年3月31日現在、22,442人となっており、平成25年と比較すると、774人減少しています。

また、18歳未満の人口、18歳以上65歳未満の人口が減少している一方、65歳以上の人口が増加しており、少子高齢化が進んでいます。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成 29 年 3 月 31 日現在、784 人となっています。

年齢別にみると、65 歳以上が 581 人と全体の 7 割を超えています。等級別では、1・2 級の重度が 339 人、3・4 級の中度が 364 人、5 級・6 級の軽度が 81 人となっています。

■年齢別、等級別身体障害者手帳所持者数

(人)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
18 歳未満	3	2	3	1	0	1	10
18 歳以上 65 歳未満	54	34	44	37	19	5	193
65 歳以上	173	73	137	142	31	25	581
合計	230	109	184	180	50	31	784

資料：福祉課（平成 29 年 3 月 31 日現在）

障害種別にみると、肢体不自由が 443 人と最も多く、次いで内部障害が 245 人となっています。年齢別では、いずれの障害種別も 65 歳以上が最も多くなっています。

■年齢別、障害種別身体障害者手帳所持者数

(人)

区分	視覚障害	聴覚・ 平衡障害	音声・言語・ そしゃく障害	肢体不自由	内部障害	合計
18 歳未満	0	0	0	8	2	10
18 歳以上 65 歳未満	8	12	3	120	50	193
65 歳以上	34	32	7	315	193	581
合計	42	44	10	443	245	784

資料：福祉課（平成 29 年 3 月 31 日現在）

等級別にみると、視覚障害、聴覚・平衡障害、内部障害において、それぞれ 1・2 級の重度者の人数が多くなっています。音声・言語・そしゃく障害、肢体不自由においては、3・4 級の中度の人数が多くなっています。

■等級別、障害種別身体障害者手帳所持者数

(人)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障害	15	15	4	3	5	0	42
聴覚・平衡障害	6	12	8	7	0	11	44
音声・言語・ そしゃく障害	0	1	6	3	0	0	10
肢体不自由	61	77	118	122	45	20	443
内部障害	148	4	48	45	0	0	245
合計	230	109	184	180	50	31	784

資料：福祉課（平成 29 年 3 月 31 日現在）

（３）知的障害者（児）の状況

療育手帳所持者数は、平成 29 年 3 月 31 日現在、158 人となっています。

年齢別にみると、18 歳以上 65 歳未満が 97 人と約 6 割、18 歳未満が 46 人と約 3 割となっています。等級別では、18 歳以上 65 歳未満及び 65 歳以上において A 判定の障害者（児）が多く、18 歳未満では C 判定の障害者（児）が多くなっています。

■年齢別、等級別療育手帳所持者数

(人)

区分	A 判定	B 判定	C 判定	合計
18 歳未満	14	9	23	46
18 歳以上 65 歳未満	40	26	31	97
65 歳以上	13	1	1	15
合計	67	36	55	158

資料：福祉課（平成 29 年 3 月 31 日現在）

（４）精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 29 年 3 月 31 日現在、192 人となっています。

年齢別にみると、18 歳以上 65 歳未満が 137 人と全体の約 7 割となっています。18 歳以上 65 歳未満及び 65 歳以上において、2 級の障害者（児）が多くなっています。

また、精神通院として自立支援医療を受給している人は、精神障害者保健福祉手帳所持者も含めて 294 人で、総人口の約 1.31%となっています。

■年齢別、等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(人)

区分	1 級	2 級	3 級	合計
18 歳未満	0	3	3	6
18 歳以上 65 歳未満	15	102	20	137
65 歳以上	15	30	4	49
合計	30	135	27	192

資料：福祉課（平成 29 年 3 月 31 日現在）

■自立支援医療受給者数(精神通院)

・294 人（精神障害者保健福祉手帳所持者も含む）

資料：福祉課（平成 29 年 10 月 24 日現在）

（５）難病のある人の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」に基づき、県の特定医療費助成制度を受けている本町の難病のある人は 135 人で、総人口の約 0.60%となっています。

なお、平成 25 年度から、130 の疾病の難病患者（特定医療費助成制度対象外の疾病を含む。）が障害福祉サービス等の受給対象者となりましたが、対象疾病が拡大され、平成 29 年 4 月 1 日には、対象疾病が 332 から 358 へ拡大されています。

■特定医療費助成制度の対象者数

（人）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
対象者数	140	125	135

資料：愛知県半田保健所（各年 4 月 1 日現在）

2 障害者福祉に関するアンケート調査結果

(1) 障害者福祉に関するアンケート調査の概要

本調査は、「美浜町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」等策定のための基礎資料とするとともに、障害のある人の現状や障害福祉サービスのニーズなどを把握することを目的として実施しました。

調査対象は、身体・知的・精神の障害者手帳を持つ人のほか、自立支援医療（精神通院医療）受給者、発達障害児等、手帳を持っていない人も対象に実施しました。

■調査概要

	身体障害者手帳 所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者	自立支援医療 受給者
調査地域	美浜町全域			
調査対象	町内に在住の 身体障害者手帳 所持者	町内に在住の 療育手帳所持者	町内に在住の 精神障害者保健 福祉手帳所持者	町内に在住の 自立支援医療 受給者
対象者数	800 人	132 人	193 人	146 人
抽出方法	全数調査			
調査期間	平成 29 年 8 月 28 日～9 月 22 日			
調査方法	郵送または窓口での配布・回収			

■回収結果

実施者数（A）	回収者数（B）	回収率（B／A）
1,271 人	796 人	62.6%
調査対象別回収結果		
身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者 及び自立支援医療受給者
516 人	100 人	193 人

※調査対象別回収結果には、重複障害のある人の回答をそれぞれの手帳所持者等にカウントしているため、回収数全体を上回ります。

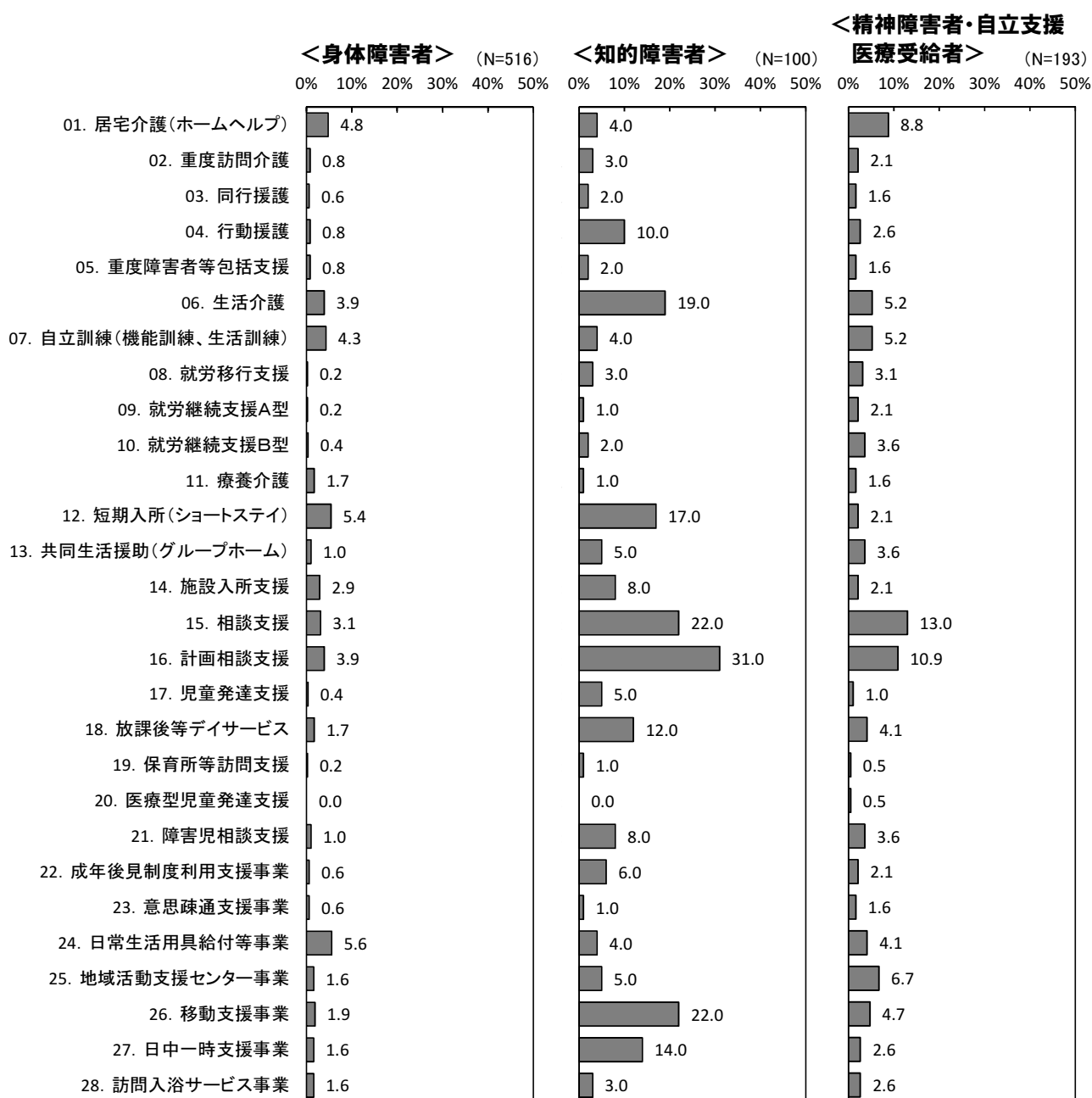
(2) 障害者福祉に関するアンケート調査の結果

① 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの利用状況については、身体障害者はいずれのサービスも1割に満たない利用率となっていますが、介護保険が優先される高齢者が対象者に多く含まれているためと考えられます。

知的障害者では、「計画相談支援」の利用が最も高く、次いで「相談支援」、「移動支援事業」が並んでおり、続いて「生活介護」の順となっています。

精神障害者では、「相談支援」の利用が最も高く、次いで「計画相談支援」、「居宅介護（ホームヘルプ）」の順となっています。



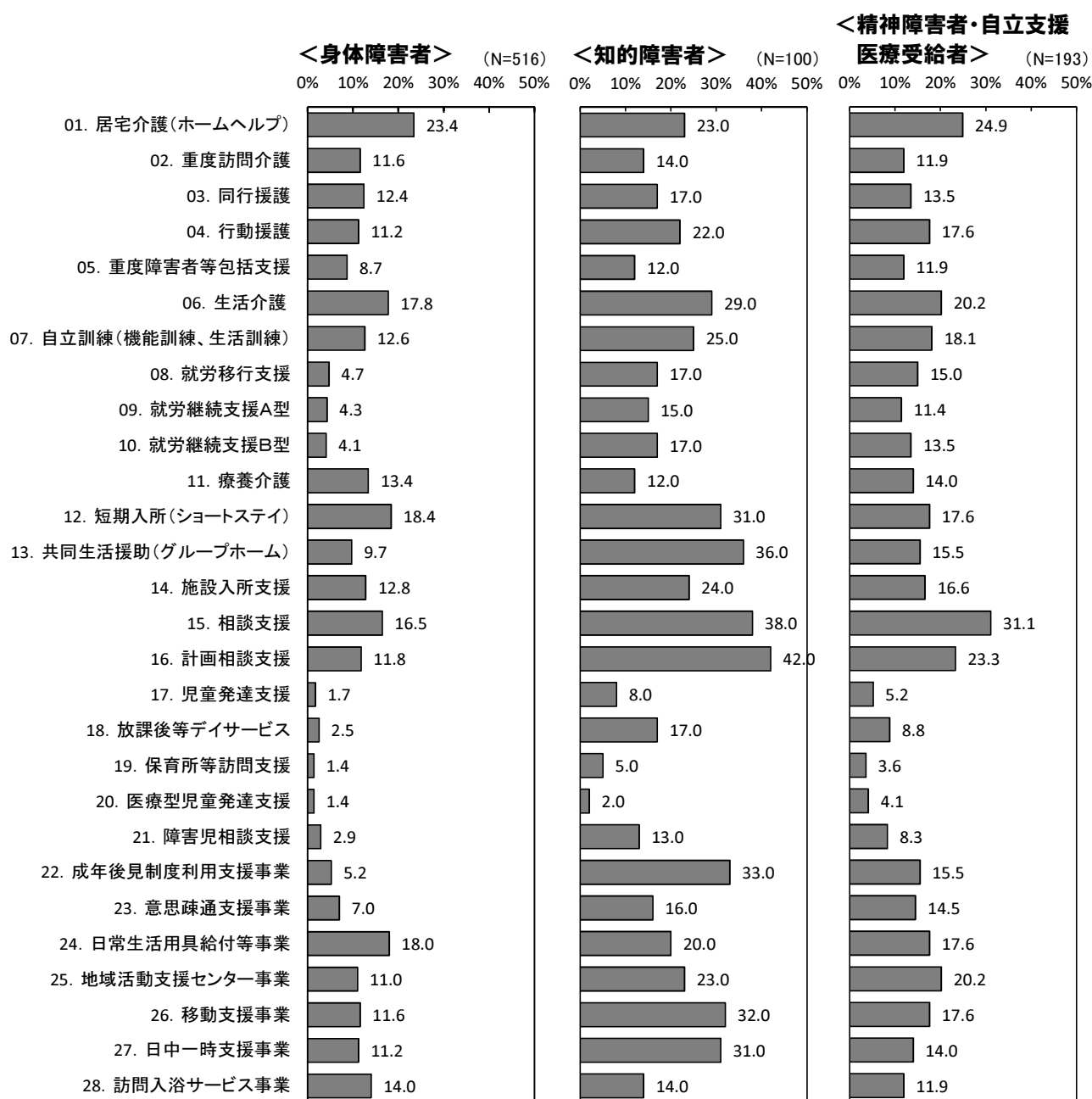
② 障害福祉サービスの利用意向

今後の障害福祉サービスの利用意向については、身体障害者では「居宅介護」が最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」、「日常生活用具給付等事業」の順となっています。

知的障害者では、「計画相談支援」の利用意向が最も高く、次いで「相談支援」、「共同生活援助（グループホーム）」の順となっています。

精神障害者では、「相談支援」の利用意向が最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」、「計画相談支援」の順となっています。

知的・精神障害者において、特に相談支援関連サービスの利用意向が高くなっています。また知的障害者は、居住の場となるグループホームや、成年後見制度利用支援事業が他の障害と比較して高い利用意向がみられます。



3 団体・事業所へのヒアリングシート調査結果

(1) 障害者福祉に関する団体・事業所ヒアリングシート調査の概要

本調査は、「美浜町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」等策定のための基礎資料とするとともに、障害福祉に携わる団体・事業所を取り巻く現状や障害福祉サービスの提供状況などを把握することを目的として実施しました。

■調査概要

	障害福祉に携わる団体	障害福祉に携わる事業所
調査対象	障害福祉に携わる団体：5団体	障害福祉に携わる事業所：7事業所
調査期間	平成29年8月17日～9月8日	
調査方法	郵送またはFAXによる配布・回収	
調査内容	1. 団体の組織の概要など 2. 障害福祉サービス等の提供について 3. 合理的配慮の普及・啓発について 4. 今後の障害者施策に求めるものについて	1. 事業所の概要や提供するサービスについて 2. 災害時に向けた取り組みについて 3. 合理的配慮の普及・啓発について 4. 今後の障害福祉施策に求めるものについて

(2) ヒアリング結果からみる障害福祉サービス等の課題について

① 居宅支援や日中活動支援サービスについて

- ホームヘルプサービスがあるものの、人材不足等により、対象者のニーズに応えられる提供が十分にできていない状況が伺えます。また、サービス提供にあたっては、それぞれの障害特性に応じた対応が求められています。
- 町内に就労系サービスの事業所がなく、圏域での対応となっていますが、定員に限りがある中、充実を求める声が多くあります。町内で提供しているサービスとしては生活介護がありますが、ニーズの高まりに対応した日中活動の場づくりが求められています。
- 特別支援学校卒業後の居場所の確保が求められています。

② 居住系サービスについて

- 家族の高齢化、親亡き後を考えると、障害のある人の将来が大変不安であるとの声があがっており、グループホームなど地域における住まいの場の確保が求められています。

③ 相談支援について

- 障害のある人の相談支援の充実が求められており、中でも多様なケースに対応できる場や、相談の質を高めるための機能を持つ基幹相談支援センターが必要とされています。

④その他

- 福祉サービス事業所の人材不足により、サービスの拡充が難しい状況が伺えます。
- 介護保険事業所の参入の促進など、事業所の広がりを求める声があげられています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、障害者計画の基本理念を、「共に支え合い、いきいきと暮らせる、だれもが輝く共生のまち 美浜」と設定し、障害のある人が障害のない人と同様に地域の中で生活し、活動できる社会・環境を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、障害のある人がライフステージの全てにわたって、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持ってより自分らしく過ごすことができるように支援を図る「リハビリテーション」の理念の浸透に引き続き努めるとともに、障害の有無にかかわらず、共に支え合い助け合いながら、地域とのかかわりの中で、誰もがその人らしくいきいきと輝き、暮らしていくことができる、共生のまちの実現を目指しています。

本町には、障害のある人を支える様々な資源がありますが、障害のある人の多様な希望に応えていくためには、広域的な連携や、地域が主体となった活動との協働をより一層進めながら、きめ細やかな支援に努めていくことが必要です。また今後、障害のある人の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据えながら、対応すべき課題と向き合い、住み慣れた地域の中で、障害のある人やその家族が安心して暮らし続けられるような環境を充実させていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本計画においても、障害者施策を一体的に進める障害者計画の理念を踏襲し、障害のある人が地域の中で自立し、希望する社会生活や日常生活を送ることができるよう、各種障害福祉・障害児支援サービスの基盤整備や提供体制の確保に努め、本町における障害児者福祉施策の一層の充実を図ります。

2 計画の基本的視点

（１）主体性、自立性をもった社会参加

年齢や障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等）、障害の程度にかかわらず、身近な地域で必要なサービスを受けながら、いきいきと暮らすことができるよう、障害福祉サービス、障害児支援サービス等の提供基盤の整備に努めるとともに、地域力を高め、障害のある人が主体性、自立性をもって積極的に社会に参加できる福祉の実現を目指します。

（２）障害者のライフステージの全段階を通じた継続的、総合的な支援

障害のある人に対する支援は、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期まで、ライフステージの全段階の変化を考慮しながら、継続的かつ総合的に行うことが必要です。

各ライフステージで提供されるサービスや支援策が連続性をもったものとなるように、各関係機関の連携強化に努めるとともに、情報提供体制づくりを進めます。

（３）地域での支え合いの推進

障害のある人が地域で生活していくためには、住民がお互いを尊重しあい、差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

障害のある人の支援は、行政だけではなく、住民一人ひとりや地域、企業等を含むすべての社会構成員がノーマライゼーションの考えを理解し、主体的に取り組むことから始まります。

美浜町に住むすべての人がそれぞれの役割の中で、支え合い、助け合いながら、誰もが排除されることなく、共に生きることができる社会をつくりあげていきます。

（４）障害を理由とする差別の解消の推進

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、障害のある人に対する不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止などが規定されています。

本町では、平成 28 年 4 月 1 日に、知多南部 3 町合同で障害者差別解消・虐待防止支援地域協議会を設立し、定期的に差別事象に関する事例検討や課題についての協議を行っているほか、知多南部地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という）において、関係者に対する障害者差別解消法研修会を開催しています。

障害や障害のある人への理解については、依然、十分に進んでいるとは言えない状況であるため、引き続き関係機関との連携を図りながら、相談体制の充実や事業者等の必要かつ合理的な配慮などについて柔軟な対応を促進していくとともに、障害者差別解消法の趣旨・目的等についての周知・啓発に努めます。

（５）障害者虐待の防止、養護者に対する支援

平成 24 年度に障害者虐待防止法が施行され、本町では虐待防止対策の推進に取り組んできました。

平成 28 年 4 月 1 日には、知多南部 3 町合同で障害者差別解消・虐待防止支援地域協議会を設立し、障害者差別・虐待に関する事例検討や事案の防止に向けた課題についての協議を行っているほか、自立支援協議会において、関係者に対する障害者差別解消法研修会及び障害者虐待防止研修会を開催しています。

今後とも、関係機関との連携を図りながら、障害のある人への虐待があった場合の被虐待者やその養護者に対する相談・支援の充実をはじめ、専門的な人材の確保・育成に努めます。また、障害者虐待の防止や早期発見に向け、住民に対して虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、住民等から通報があった場合には、迅速な対応に努めます。

（６）難病患者への一層の周知

障害福祉サービスの対象者は、障害者総合支援法の施行により、平成 25 年度から従来の身体障害者、知的障害者、精神障害者に加え、難病患者も含むこととされました。対象となる難病等の範囲は年々拡大され、平成 29 年 4 月現在では 358 疾病となっています。

難病患者は、障害者手帳を所持していない場合でも、医師の診断書等により対象疾病であることが確認されると、障害者手帳を所持している人と同様に、障害福祉サービスや地域生活支援事業を利用することができます。

今後、難病患者においても、障害福祉サービスの利用が促進されるよう、関係する保健所、保健センターとも連携を深めることにより支援体制を強化し、広く制度の周知に努めます。

（７）意思決定支援、成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない障害のある人が、安心して自立した生活を送るためには、適切なサービスが選択できるとともに、財産や権利が守られなければなりません。平成 28 年 4 月には、成年後見制度利用促進法が成立しており、制度のより一層の利用促進が求められています。

本町では、知多地域 5 市 5 町共同で委託している知多地域成年後見センターにおいて、成年後見制度に関する相談をはじめ、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等が行えるよう支援を行っています。

成年後見制度を必要としている人が適切に制度を利用できるよう、今後とも普及・啓発に取り組んでいくとともに、圏域での連携を図りながら、成年後見制度利用促進法を踏まえた計画の策定を検討し、制度利用の促進に関する施策を総合的、計画的に取り組んでいきます。

3 サービス提供に向けた基本方針

(1) 訪問系サービスの充実

食事や入浴、外出などの日常生活を支援する訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援）について、事業の拡充や人材育成の推進などサービス提供基盤の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

職業訓練や就労支援など社会的自立に向けた活動を支援する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所）について、利用者にあわせた活動や訓練の場の確保に努めます。新たに設置される就労定着支援については、必要とする人の把握や事業の周知等に努めます。

(3) 地域生活支援事業の推進

障害のある人が自立した日常生活を送る上で、一人ひとりの意思に可能な限り応えられるよう、基幹相談支援センターの設置の検討等、相談支援体制の強化に努めるとともに、地域生活支援事業（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等）の充実を図ります。

(4) 地域生活移行の推進

障害のある人に対する住まいの場や日常生活上の介護支援等を提供する居住系サービス（自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援）については、増加するニーズに対応するため、支援体制の充実および専門人材の確保に努めます。また、集団生活から一人暮らしへの移行を支援する自立生活援助については、新規事業として円滑に開始、定着されるように環境の整備を進めます。

さらに緊急時にもすぐに相談でき、必要な対応が図れる体制を確保するため、地域生活支援拠点等の事業展開により、障害のある人も地域で安心して暮らせる環境の充実を図ります。

(5) 障害児支援の充実

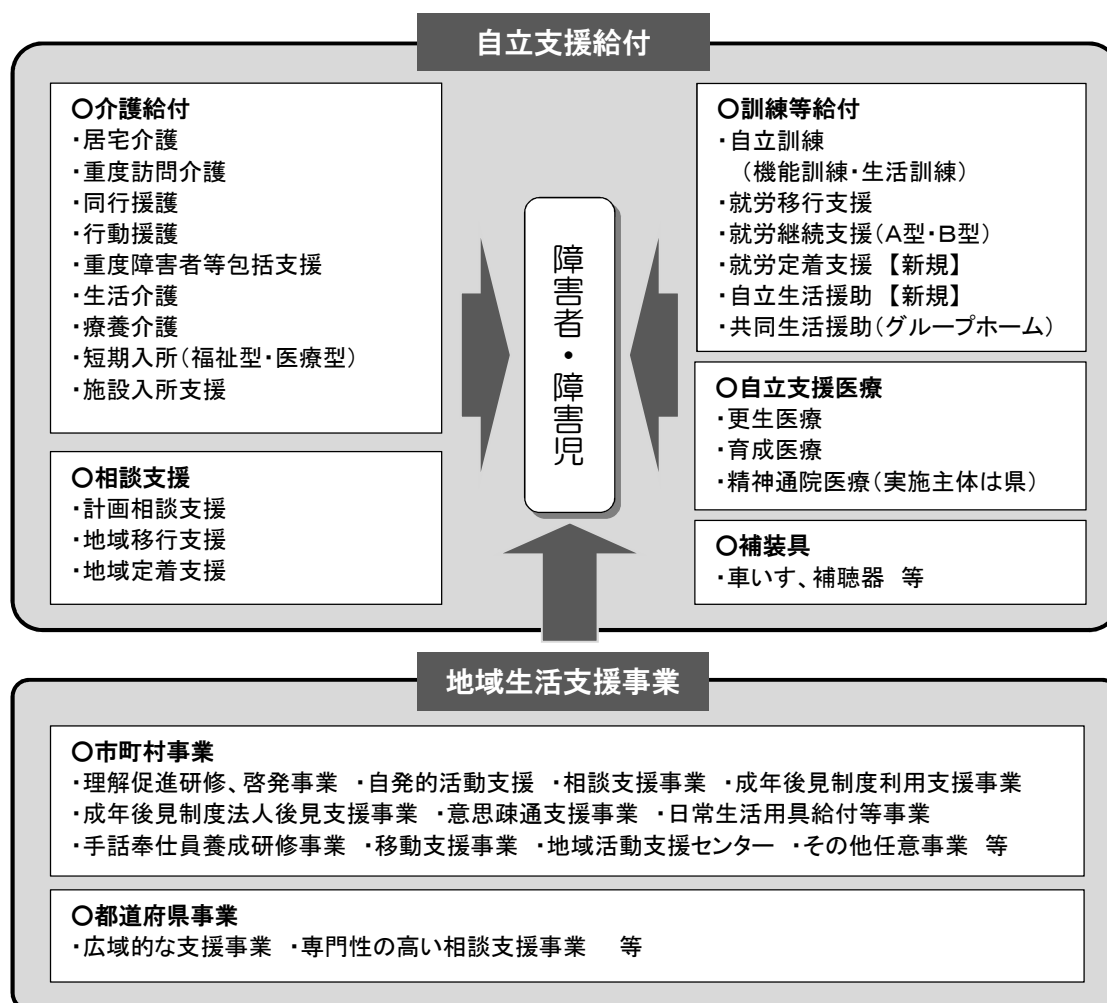
障害のある子どもの健やかな育ちを支援する障害児支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援）について、今期から新しく設置される居宅訪問型児童発達支援及び、医療的ケアを必要とする子どもへの支援事業とあわせて、保育所等の関係機関が適切に連携した切れ目のない支援体制の構築に努めます。

第4章 計画の数値目標と確保方策

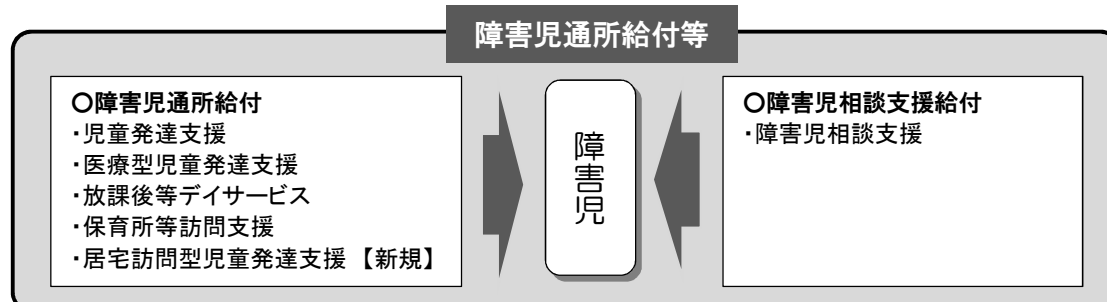
障害者総合支援法で規定されるサービス体系は、全国一律に提供される「自立支援給付」と地域の実情に応じて市町村等が独自に実施する「地域生活支援事業」に大別されます。さらに、自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療及び補装具に分けられます。

また、児童福祉法では、障害児に対する通所系サービスや相談支援が市町村事業として提供されます。

■障害者総合支援法に基づくサービス体系



■児童福祉法に基づくサービス体系



1 第4期計画における成果目標の進捗状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行状況

第4期計画においては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行し、また、この時点の施設入所者数から4%以上を削減する目標を設定していました。

平成29年度末の施設入所者数は10人となっており、平成29年度末における地域生活移行者数の目標は達成しています。

■福祉施設入所者の地域生活への移行状況

項 目	計画値	実績値
平成25年度末時点の施設入所者数		12人
平成29年度末における地域生活移行者数	1人	※1人
平成29年度末の施設入所者数	11人	※10人

※実績値は平成28年度末時点

(2) 地域生活支援拠点等の整備状況

地域生活支援拠点等については、第4期計画において、平成29年度末までに、知多南部地域の複数の機関による面的な体制を基本とした仕組みを整備していくことを目標に掲げていました。

本町では、知多南部3町で協議を行い「地域生活支援拠点計画」を策定し、平成29年度から面的整備を始めました。また、「美浜町安心生活支援事業」（平成29年4月1日施行）により、緊急一時的な宿泊や体験宿泊を実施しています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の状況

①福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行については、平成24年度における一般就労への移行者はありませんでしたが、平成29年度の目標数は2人と設定していました。平成28年度末においては3人の一般就労があり、計画値を超えています。

■福祉施設から一般就労への移行状況

項 目	計画値	実績値
平成24年度末時点の一般就労移行者数		0人
平成29年度の一般就労移行者数	2人	※3人

※実績値は平成28年度末時点

②就労移行支援事業の利用者数の状況

就労移行支援事業の利用者数は、平成 29 年度末における利用者数が、平成 25 年度末時点の 6 割以上増加させるという基本指針に基づき、平成 25 年度の利用者数である 2 人に対し、4 人の目標を設定していました。平成 28 年度時点の実績では 4 人となっており、計画値どおりとなっています。

■就労移行支援事業の利用者数の状況

項 目	計画値	実績値
平成 25 年度末における就労移行支援事業の利用者数		2 人
平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	4 人	※4 人

※実績値は平成 28 年度末時点

2 平成 32 年度の成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	●地域移行者数：平成 28 年度末施設入所者の 9%以上 ●施設入所者数：平成 28 年度末の 2%以上削減 ※高齢化・重症化を背景とした目標設定
------------	---

【目標設定の考え方】

- 国の基本指針においては、障害のある人の地域生活への移行を進める観点から、平成 28 年度末の施設入所者のうち 9%以上が移行することとなっています。本町では、平成 28 年度末時点の施設入所者が 10 人であることから、移行者数は 1 人を目標とします。
- 施設入所者数については、平成 28 年度末実績から 2%以上削減することとなっています。本町では、平成 28 年度末の施設入所者 10 人から、地域移行者を 1 人と見込むことから、施設入所者数は 9 人を目標とします。

指 標	数 値	考 え 方
平成 28 年度末時点の施設入所者	10 人	
【目標】 施設入所者の地域生活への移行者数	1 人 10.0%	平成 28 年度末時点の 施設入所者の 10%
【目標】 施設入所者数	9 人	平成 28 年度末時点の 施設入所者から 1 人 (10%) 削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	●保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置 ●精神病床の1年以上入院患者数：14.6万人～15.7万人に （平成26年度末の18.5万人と比べて、3.9万人～2.8万人減少）〔都道府県のみ〕 ●退院率：入院後3か月69%以上、入院後6か月84%以上、入院後1年90%以上 （平成27年時点の上位10%の都道府県の水準）〔都道府県のみ〕
--------	--

【目標設定の考え方】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、知多南部地域の圏域において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を1か所設置します。
- 平成32年度末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数は、概ね27人（65歳以上17人、65歳未満10人）程度と想定され、国の基本指針に即して基盤整備量を算出すると、平成28年度時点の入院患者数である33人から、約5人の地域移行ができる医療福祉体制の充実が求められます。（平成28年度長期入院患者数：65歳以上20人、65歳未満13人 ※圏内の病院に入院している患者数のみの集計。）

指 標	数 値	考 え 方
協議の場の設置数	1か所	知多南部地域の圏域において設置を図る。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	●地域生活支援拠点等とは、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を行うもの。 ●各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備
--------	---

【目標設定の考え方】

- 地域生活支援拠点等については、平成29年度から、圏域における関係機関の連携により、緊急一時的な宿泊や体験宿泊等を行える体制を整え、町内に面的整備として1つ整備しています。
- 今後、障害のある人のニーズを踏まえつつ、サービスの総合調整を図るコーディネーターの設置を図るなど、必要な機能の付加や充実を図りながら、地域の中で自立し、安心して暮らし続けられる体制の整備を進めます。
- サービス提供の充実に向け、人材育成のための研修を実施します。

指 標	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	面的整備が図られている既存サービスの機能充実に努める。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の 基本指針	●福祉施設から一般就労への移行者数：平成 28 年度の 1.5 倍
	●就労移行支援事業利用者：平成 28 年度の 2 割増
	●移行率 3 割以上の就労移行支援事業所：5 割以上 ※実績を踏まえた目標設定
	●就労定着支援 1 年後の就労定着率：8 割以上

【目標設定の考え方】

- 平成 28 年度における福祉施設利用者の一般就労への移行者数は 3 人となっており、この 1.5 倍以上を見込み、移行者数は 5 人を目標とします。
- 平成 28 年度における就労移行支援事業の利用者数は 4 人となっており、この 2 割以上を増加させることとし、利用者数は 5 人を目標とします。
- 就労移行支援事業所において、平成 32 年度末における就労移行率が 3 割を超える事業所の割合が全事業所の 5 割以上となるよう目指します。
- 新たに創設された就労定着支援等により、支援開始から 1 年後の職場定着率が、平成 32 年度末時点において 8 割以上となるよう目指します。

指 標	数 値	考 え 方
平成 28 年度の一般就労移行者数	3 人	
【目標】 福祉施設から一般就労への移行者数の増加	5 人 1.7 倍	平成 28 年度における一般就労移行者数の 1.7 倍を見込む。
平成 28 年度就労移行支援事業の利用者	4 人	
【目標】 就労移行支援事業利用者数の増加	5 人 2.5 割増	平成 28 年度の利用者から 2.5 割増を見込む。
【目標】 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	国の基本指針に準じる。
【目標】 就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率(平成 32 年度末時点)	80%	国の基本指針に準じる。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	●児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 (圏域で設置することもできる) ●保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保(圏域で確保することもできる) ●医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置 (平成30年度末まで)
--------------------	---

【目標設定の考え方】

- 児童発達支援センターについては、圏域での設置を検討し、障害のある子どもの健やかな育ちを支援します。
- 保育所等訪問支援については、児童発達支援センターの設置にあわせ、圏域での整備検討を進め、利用できる体制整備を進めます。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、町内にはないため、圏域での検討を図ります。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、協議の場を設けることについては、国等の動向を踏まえるとともに、愛知県や圏域と連携しつつ検討を進め、早期の設置を目指します。

指 標	数 値	考え方
児童発達支援センターの整備数	1 か所	圏域において児童発達支援センターの整備検討を図り、サービス実施体制の整備に努める。
保育所等訪問支援の実施体制	体制整備に努める	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの実施箇所数	1 か所	圏域において実施体制の検討を図る。
医療的ケア児支援の協議の場の設置	平成30年度末までに設置	県や圏域と連携しながら設置を目指す。

3 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービスの見込量と確保方策

訪問系サービスは、介護給付の「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。

サービス名	内容
居宅介護	障害支援区分 1 以上（児童はこれに相当する心身の状態）の人に、自宅で入浴・排泄・食事等の介助を行います。
重度訪問介護	障害支援区分 4 以上であって、2 肢以上の麻痺等の重度の障害があるなど、常に介護が必要な人に、自宅で身体介護や家事援助、外出時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動・外出に著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。身体介護を伴う場合は、障害支援区分 2 以上の人等が対象となります。
行動援護	障害支援区分 3 以上（児童はこれに相当する心身の状態）であって、知的または精神の障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に、行動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	障害支援区分 6（児童はこれに相当する心身の状態）であって、意思疎通困難や四肢麻痺で寝たきり（気管切開・人工呼吸器使用者または最重度知的障害者）等、常に介護が必要な人の中でも、特にその介護の必要性が高い場合に、居宅介護やその他複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

【サービスの実績と見込み量】

単位: 月当り

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス 合計	時間	1,315	1,194	1,007	1,584	1,985	2,381
	人	35	35	37	39	42	44
居宅介護	時間	384	370	374	409	424	440
	人	27	27	29	30	31	32
重度訪問介護	時間	888	789	601	1,139	1,519	1,899
	人	2	2	2	3	4	5
同行援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間	43	35	32	36	42	42
	人	6	6	6	6	7	7
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

- 訪問系サービスについては、アンケート調査においても利用意向が高く、今後も一定の利用が見込まれるため、過去からの利用実績をもとに増加を見込んでいます。今後も障害のある人のニーズを把握し、適切な利用促進に努めます。
- 利用者にとって必要とするサービスを適切に利用できるよう、事業者への情報提供を行います。また、利用ニーズの増加に対応し、町内及び近隣市町におけるサービス提供事業所の連携及び事業所の参入促進を図りながら、見込量の確保に努めます。
- 身体障害や知的障害、精神障害等の特性を十分理解し、対応できる従事者（ヘルパー）の養成・確保も重要であり、人材を養成するため愛知県や関係機関が実施する研修に関する情報提供を行います。さらに、必要に応じてサービス提供事業所との協議や指導・助言等を行い、サービスの質の向上に努めます。

（２）日中活動系サービス見込量と確保方策

日中活動系サービスは、介護給付の「生活介護」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（Ａ型）」「就労継続支援（Ｂ型）」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所」があります。

サービス名	内容
生活介護	障害支援区分 3 以上（50 歳以上は障害支援区分 2 以上）で常に介護が必要な人に、施設での入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供等を行い、障害のある人がいきいきとした生活を送れるよう支援します。
自立訓練 （機能訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人、また、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人、また、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業し、継続した通院により、症状が安定している知的障害、精神障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	65 歳未満の就労等を希望する人に、一定期間における生産活動、求職活動や職場体験等の機会の提供及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行い、一般就労への支援を行います。
就労継続支援 （Ａ型）	サービス利用開始時に 65 歳未満で、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、就労への訓練等の機会を提供し、一般就労への移行に向けた支援を行います。

サービス名	内容
就労継続支援 (B型)	次の人を対象として、就労に必要な訓練や生産活動の機会を提供し、就労への移行に向けた支援を行います。 ア．就労経験がある人で、年齢や体力の面で企業等に雇用されることが困難となった人 イ．就労移行支援や就労継続支援（A型）を利用した人で、企業等の雇用に結びつかなかった人 ウ．ア、イに該当しない人で、50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者
就労定着支援 〔平成30年新規〕	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	病院への長期入院による医療を必要とし、常時介護が必要な人であって、障害支援区分6の気管切開に伴う人工呼吸器を使用している人、障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重度心身障害のある人を対象として、医療機関での機能訓練や療養上の管理・看護・介護を行います。
短期入所 (ショートステイ)	障害支援区分1以上（児童はこれに相当する心身の状態）の人に、短期入所サービスを提供し、介助者の介護負担の軽減を図り、介助者の疾病時や不在時に対応できるよう支援します。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月当り

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人日	1,061	1,036	1,046	1,080	1,119	1,157
	人	54	55	54	56	58	60
自立訓練 (機能訓練)	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日	0	0	0	20	20	20
	人	0	0	0	1	1	1
就労移行支援	人日	38	54	74	60	60	75
	人	2	3	5	4	4	5
就労継続支援 (A型)	人日	80	90	115	130	154	182
	人	5	6	7	8	10	12
就労継続支援 (B型)	人日	219	192	214	247	276	306
	人	15	13	15	17	19	21
就労定着支援	人	-	-	-	0	1	1
療養介護	人	3	3	3	3	3	3
短期入所 (福祉型)	人日	75	77	68	90	98	107
	人	26	24	30	33	35	38
短期入所 (医療型)	人日	0	0	0	4	4	4
	人	0	0	0	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

- 障害のある人の地域生活を支援するため、日中活動の場の確保が求められており、町内及び近隣市町の事業所との連携を図り、利用ニーズに対応できる環境の充実を図ります。
- 生活介護については、利用実績は横ばいとなっていますがニーズの高いサービスであり、圏域での連携を図りながら、利用定員のさらなる拡大と新たな事業所の参入を促進します。
- 就労系サービスについては、就労移行支援、就労継続支援（A型）とも利用実績は増加していますが、町内にサービス提供事業所がないため、本町の就労支援基盤の充実が図れるよう、事業所の新規参入を促進します。また、平成30年度からの新たなサービスである就労定着支援については、本計画で成果目標を定めた一般就労への移行促進にともなうニーズを踏まえ、事業展開が図られるよう、事業者の参入に向けた情報提供と、サービスの利用促進を図ります。
- 短期入所については、地域生活支援拠点の面的整備にあわせ、緊急対応が可能な体制整備を行っていますが、通常利用も含めてニーズに応じた利用しやすい環境を充実していく必要があります。また、医療的ケアを必要とする人を受け入れる事業者の確保が必要であり、圏域での確保に向けた検討を進めます。

（３）居住系サービス見込量と確保方策

居住系サービスは、「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」に加え、平成30年度より新たに始まるサービスとして「自立生活援助」があります。

サービス名	内容
自立生活援助 〔平成30年新規〕	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	障害支援区分1以下に該当する身体障害（65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくは、これに準ずるものを利用したことがある人に限る。）、知的障害、精神障害のある人を対象に、地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある人につき、主として夜間に共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。また対象については、障害支援区分2以上の人であっても、あえてサービスの利用を希望する場合、サービスを利用することが可能です。
施設入所支援	生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている人で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められている人、または地域の社会資源の状況やその他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴・排泄、食事の介護等を行います。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月当り

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人	-	-	-	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	12	13	12	20	20	28
施設入所支援	人	10	10	10	10	10	9

【見込み量確保のための方策】

○障害のある人の自立した生活や地域での生活を継続できるようにするとともに、本計画の成果目標に定めている施設入所者の地域移行を促進する観点から、居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の確保を目指します。

○ニーズ調査の結果においては、知的障害者をはじめとして、特に利用意向が高いサービスではありますが、町内の基盤は十分とは言えず、広域的な対応を図らざるを得ない状況となっています。このため、今後とも町内及び近隣市町におけるサービス提供事業者の参入を促進します。また、グループホームの施設整備にあたっては、支援人材の確保などの課題解決に向けた方向の検討を図るほか、地域住民の障害のある人への理解や協力を促します。

さらに、地域生活への移行をより円滑に進められるよう、グループホーム等において、体験宿泊や緊急時の対応が図れる機会の確保に努めます。

○施設入所支援については、成果目標の達成を目指す一方で、地域における生活の場の確保という観点から、利用者の高齢化や重度化等の状況を踏まえつつ、入所者の安全な暮らしの確保と生活の質の向上を図ります。

○自立生活援助については、地域生活への移行者数の目標達成に必要な支援ニーズを考慮し、圏域での事業参入を促進します。

(4) 相談支援の見込量と確保方策

相談支援は、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」のサービスをさします。

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人で、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人やひとり暮らしへと移行した障害のある人等で、安定的に地域生活を営めるよう、障害の多様な特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談等対応に必要な便宜を供与します。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月当り

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	9	9	9	29	30	31
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	1

【見込み量確保のための方策】

- 計画相談支援については、相談支援事業者や関係機関との継続した連携に努め、情報の共有を図るとともに、サービス利用者全員に支援やモニタリングを行える体制の充実に向けて、相談支援専門員の養成や研修に取り組みます。
- 地域移行支援や地域定着支援といった、地域生活への移行を促進するための支援については、自立支援協議会や事業者との連携を推進し、相談支援事業全体の質の向上を図りつつ、今後のニーズに対応できる体制を整備していきます。

4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害のある人や障害のある子どもが地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携を図りながら実施する事業です。

市町村が行う必須事業として、「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」があります。

また、必須事業に限らず、市町村の判断により、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施することができることとなっており、本町では、「日中一時支援事業」「訪問入浴サービス事業」「障害者（児）バス運賃助成事業」「福祉タクシー料金助成事業」「障害者（児）通園通所交通費助成事業」「自動車改造費助成事業」「知的障害者職親委託事業」「安心生活支援事業」等を実施しており、今後とも本町の資源を活かしながら、創意工夫のもと効果的・効率的な事業の実施を図ります。

■地域生活支援事業のサービス体系

必須事業	任意事業
①理解促進研修、啓発事業 ②自発的活動支援 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター	①日中一時支援事業 ②訪問入浴サービス事業 ③障害者（児）バス運賃助成事業 ④福祉タクシー料金助成事業 ⑤障害者（児）通園通所交通費援助事業 ⑥自動車改造費助成事業 ⑦知的障害者職親委託事業 ⑧安心生活支援事業 等

(1) 必須事業の見込量と確保方策

① 理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深める研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

② 自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

【見込み量確保のための方策】

- 理解促進研修・啓発事業については、共生のまちづくりを推進するため、福祉教育ハンドブックの活用や学校現場における福祉実践教育をはじめ、講演会、イベント、出前講座等を通じて住民理解を深めるとともに、啓発活動を行います。
- 障害のある子どもの余暇支援や、地域の人達とのふれあい・交流を図る「みみたっ子ひろば」の充実を図ります。
- 自発的活動支援事業については、当事者団体や地域のボランティア団体等と連携し、実施に向けた取り組みを進めます。

③ 相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害のある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター設置	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止等の取組を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
住宅入居支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	実施箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

【見込み量確保のための方策】

- 相談支援については、武豊町、南知多町と共同で委託している「知多南部相談支援センター」を中心に、相談支援事業所やサービス提供事業者との連携を図りながら、虐待防止や差別解消のための相談支援の強化に取り組むとともに、障害のある人の権利擁護や支援制度の情報提供を充実します。
- 圏域の協議を進めながら、基幹相談支援センターの設置を検討します。
- 圏域での連携を図りながら、専門的な相談・支援機能の強化を進めつつ、住居入居支援事業についても、基盤整備に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用について、必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	5	7	7	7	7
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込み量確保のための方策】

○成年後見制度利用支援事業については、知多地域 5 市 5 町共同で委託している「知多地域成年後見センター」において実施しているとともに、法人後見、相談支援等についても事業を行っています。今後とも、制度の周知を図るための広報・啓発活動を推進し、利用促進に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、又は聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を役場等の窓口を設置します。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	3	3	4	4	4	5
手話通訳者設置事業	人/月	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

○意思疎通支援事業については、聴覚障害のある人が、地域で開催される講演会等の様々な場や活動等に参加しやすいよう、手話通訳者等の派遣に努めます。また、美浜町社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という）と連携して、手話奉仕員の養成や、要約筆記の理解・啓発の講座を実施し、サービス提供体制の確保に努めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業は、重度の障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。

【サービスの実績と見込み量】

単位：年間

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練 支援用具	件	0	1	0	2	2	2
自立生活支援 用具	件	0	0	2	2	2	2
在宅療養支援 用具	件	2	3	2	3	3	3
情報・意思 疎通支援用具	件	2	1	0	2	2	2
排泄管理支援 用具	件	402	458	492	500	510	520
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	0	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

○日常生活用具給付等事業については、利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供を図ります。また障害の状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、計画的な給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員（日常会話を行うのに必要な手話を習得した者）の養成を通じて、手話や聴覚障害のある人に対する市民の理解・啓発を進めるとともに、聴覚障害のある人と健聴者の交流の促進を図ります。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	5	5	1	7	7	7

【見込み量確保のための方策】

○今後も社会福祉協議会に委託し、手話入門講座や基礎講座を実施することで、手話奉仕員の養成・確保を行います。

⑨ 移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	移動が困難な障害のある人で、公共機関または社会参加等の外出時に付き添う人がいない場合に、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月当り

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	人	23	25	28	31	34	37
	時間	188	160	204	230	250	270

【見込み量確保のための方策】

○移動支援については、利用実績が増加しており、障害のある人の社会参加促進の観点から、サービス提供事業者や相談支援事業者と連携を図り、必要なサービスの給付に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障害のある人の日中の通いの場として、創作活動や生産活動等の機会の提供や、社会との交流の促進に取り組む事業です。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業	箇所	3	3	3	3	3	3
	人/月	25	25	26	27	27	28

【見込み量確保のための方策】

○地域活動支援センターについては、広域 2 箇所、町内 1 箇所の事業者へ委託して事業を実施しています。今後も日中活動の場としての充実を図るため、関連市町との連携を強め、より利用しやすい活動内容について検討していきます。

(2) 任意事業の見込量と確保方策

① 日中一時支援事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある人等の日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練、また、障害のある人等を日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息(レスパイト)の場を確保します。

【サービスの実績と見込み量】

単位:月当り

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	人	13	12	15	16	17	18
	時間	51	203	186	190	200	210

【見込み量確保のための方策】

○日中一時支援事業については、利用者が徐々に増加しており、利用ニーズも比較的高いことから、見込み量の確保のため、自立支援協議会、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

② 訪問入浴サービス事業

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	家庭における入浴が困難で、障害福祉サービスによる家庭での入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の障害のある人等に対して、定期的な入浴サービスを実施し、障害のある人等の衛生的で快適な日常生活の確保と家族等の介護負担の軽減を図ります。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月当り

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	人	-	2	2	3	4	5
	件	-	6	6	9	12	15

【見込み量確保のための方策】

○一定の利用ニーズがあるため、引き続きサービスを安定的に提供できるよう、サービス提供事業者との連携や利用者の把握に努めます。

③ 障害者（児）バス運賃助成事業

サービス名	内容
障害者（児）バス運賃助成事業	町内を運行する路線バス「知多バス」「海っ子バス」を利用する身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者の家計負担の軽減と福祉増進を図るため、利用運賃の助成を行います。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月当り

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者（児）バス運賃助成事業	件	81	84	86	87	88	89

【見込み量確保のための方策】

○利用ニーズを把握しながら、継続的な事業実施に努めます。

④ 福祉タクシー料金助成事業

サービス名	内容
福祉タクシー料金助成事業	重い障害をもつ身体・知的・精神障害者がタクシーを利用する場合、料金の一部（基本料金）を助成し、その世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月当り

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉タクシー料金助成事業	件	55	45	46	47	47	48

【見込み量確保のための方策】

○利用ニーズを把握しながら、継続的な事業実施に努めます。

⑤ 障害者（児）通園通所交通費援助事業

サービス名	内容
障害者（児）通園通所交通費援助事業	障害者（児）が施設、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所に通園または通所した場合、交通費の一部を助成します。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者（児）通園通所交通費援助事業	人/年	10	38	40	45	50	55

【見込み量確保のための方策】

○障害福祉サービス等の利用促進を図るため、障害のある人の利用ニーズを把握しながら、継続的な事業実施に努めます。

⑥ 自動車改造費助成事業

サービス名	内容
自動車改造費助成事業	障害のある人の社会復帰等の促進を図るため、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車改造費助成事業	人/年	1	3	1	1	2	2

【見込み量確保のための方策】

○利用ニーズを把握しながら、継続的な事業実施に努めます。

⑦ 知的障害者職親委託事業

サービス名	内容
知的障害者職親委託事業	知的障害のある人の自立更生を促進するため、知的障害のある人を雇用する事業主に委託し、雇用の促進と職場の定着性を高めます。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
知的障害者職親委託事業	人/年	1	1	1	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

○企業等を経営する事業主等の協力を得ながら、職親の受け入れ体制の確保を進め、知的障害のある人の雇用の促進と職場定着を図ります。

⑧ 安心生活支援事業

サービス名	内容
安心生活支援事業	障害のある人が、地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、地域生活支援拠点事業の機能として、体験的宿泊事業、緊急一時的宿泊事業等を実施し、地域生活への移行や定着を支援します。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月当り

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
体験的宿泊事業	人	-	-	0	2	2	3
緊急一時的宿泊事業	人	-	-	0	1	1	2

【見込み量確保のための方策】

- 平成29年度より事業を開始し、年度内の利用見込みはありませんが、障害のある人が安心して地域で暮らしていくために必要なサービスとして、事業の周知を図り、利用を促進するとともに、受け入れ体制の充実に努めます。

5 障害児支援サービスの見込量

(1) 障害児通所支援の見込量と確保方策

障害児福祉サービスは、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童発達支援」「障害児相談支援」「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」のサービスをさします。

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある子どもの放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある子ども、または今後利用する予定の障害のある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 〔平成30年新規〕	重症心身障害児などの重度の障害のある子ども等であって、外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障害のある子どもに対する児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもを対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月当り

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日	110	136	133	135	151	170
	人	8	12	9	10	11	13
医療型児童発達支援	人日	11	14	9	11	11	11
	人	1	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	人日	156	237	286	341	429	538
	人	21	28	33	41	52	65
保育所等訪問支援	人日	－	－	－	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	－	－	－	0	0	0
	人	－	－	－	0	0	0

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	人	3	4	4	13	14	15
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置数	-	-	-	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

- 児童発達支援については、療育を必要とする児童に対する早期発見・早期支援に向け、利用ニーズを把握しながら、サービス提供事業所や自立支援協議会と連携し、圏域も含めて事業所の参入を促進するとともに、児童発達支援センターの整備を検討し、医療的ケアも含めたサービス提供体制の充実と質の確保を図ります。
- 放課後等デイサービスについては、利用実績やニーズが高まる中、個々の状況に応じた支援が提供できるよう、計画的で効果的な体制の充実を図ります。
- 保育所等訪問支援については、サービスを提供できる事業所が本町にはなく、利用実績はありませんが、通所先での専門的な支援を望む障害のある児童のみならず、通所先施設のスタッフへの支援につながるよう、関係機関と連携しながら、サービス内容の周知を図るとともに、事業所の参入促進に努めます。
- 障害児相談支援については、障害児通所支援を利用する全ての障害のある児童が障害児支援利用計画を作成する必要があるため、相談支援事業所との連携を密にし、適切な利用計画を提供できるよう体制の充実を図ります。

(2) その他の事業

その他の事業として、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある子どもが希望に沿ったサービスを利用できるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の整備に努めます。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月当り

サービス種別	単位	実績値		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	人	31	27	22	23	23	23
認定こども園 (H29.4.1 開園)	人	－	－	0	1	1	1
放課後児童 クラブ	人	1	6	4	4	4	4
児童発達支援 事業所わかば園	人	7	4	7	7	7	7

【見込み量確保のための方策】

- 子ども・子育て支援のニーズの把握に努め、加配等の対応を図りながら、保育所への障がいのある子どもの受け入れを継続して進めます。
- 認定こども園については、開園後間もない施設となっていますが、受け入れ体制の整備を促進していきます。
- 放課後児童クラブについては、ニーズ調査を行いながら障害のある子どもの受け入れを進めてきており、近年の利用者の増加に応じた体制の整備に努めます。
- 児童発達支援事業所わかば園については、利用者のニーズを踏まえながら受け入れ体制の充実に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくりなど、幅広い分野にわたる障害者施策を総合的かつ効果的に推進するため、町内の関係団体等との連携を一層強化した推進体制を構築します。

また、地域の課題に取り組んでいくために、地域福祉審議会で審議するほか、自立支援協議会での検討及びサービス提供事業者、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療機関などとの連携を図ります。

さらに、町職員に対して研修を実施し、合理的配慮の提供などをはじめ、障害者福祉に関する知識と意識を高め、障害者施策を実施する職員としての資質向上を図ります。

2 計画の進捗管理

「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、定期的に達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映することが重要です。

そのため、毎年度の進捗状況や課題の把握については、庁内関係部署や関係機関等との情報の共有を図るとともに、地域福祉審議会等で審議を行うほか、自立支援協議会などに随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。

また、「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」が終了する平成32（2020）年度には、障害福祉サービス、障害児福祉サービスの成果目標の見直しを行うため、関係各課による調整をはじめ、地域福祉審議会のワーキング部会で審議し、次期計画の策定を行います。

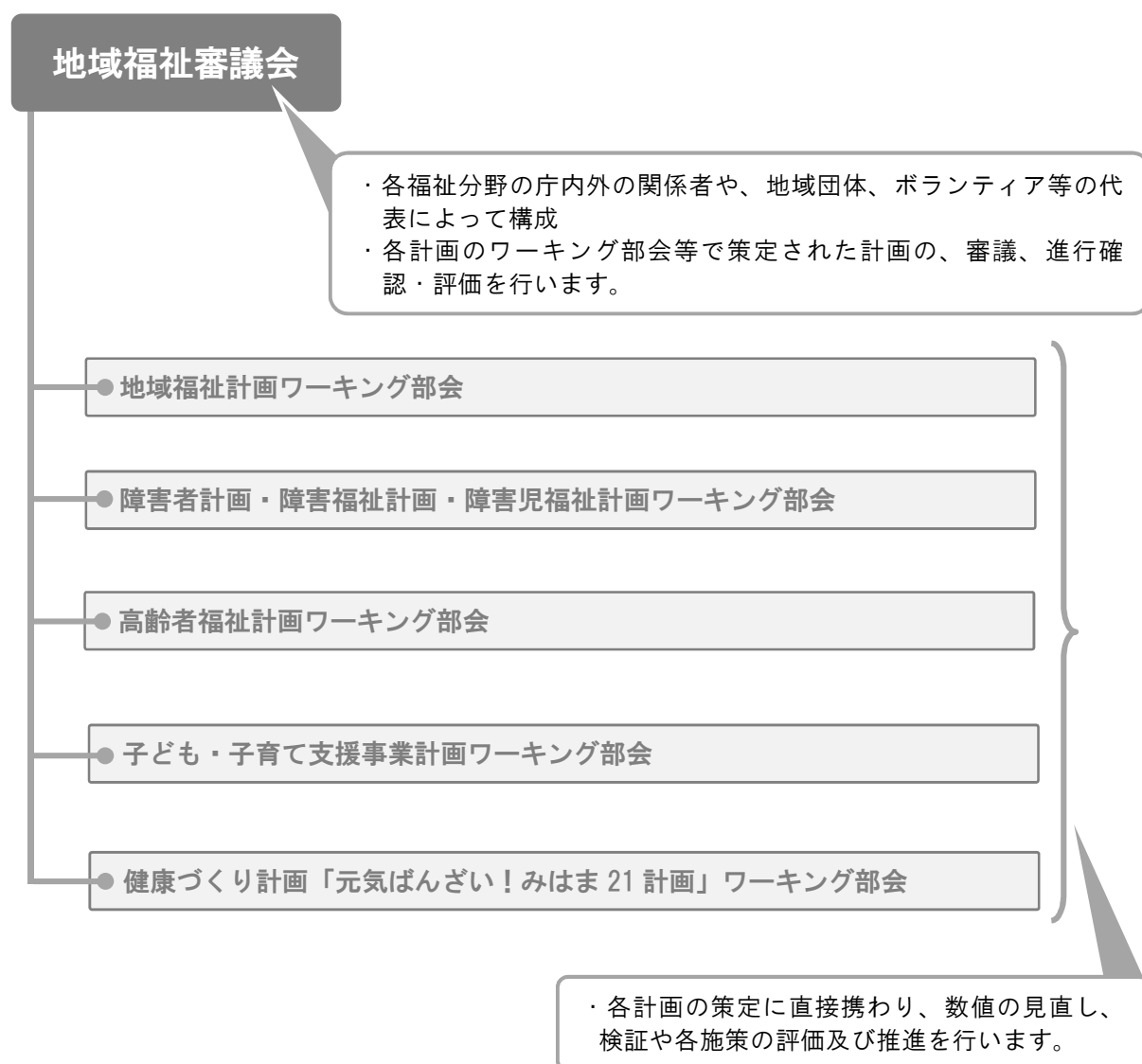
■障害福祉計画・障害児福祉計画の点検・評価体制

項 目	内 容
協議機関	地域福祉審議会 （障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画ワーキング部会）
協議内容	事業の進捗状況の報告、意見聴取、課題の検討

3 地域福祉審議会について

美浜町における様々な福祉計画の上位計画として、地域福祉計画を位置づけています。そのため、障害福祉をはじめ、高齢者福祉、子育て、健康等の福祉関連計画については、地域福祉計画と同様の基本理念や方針に基づいて推進するとともに、各福祉分野の庁内外の関係者等により構成された「地域福祉審議会」で各計画の進行確認・評価を行います。なお、各福祉関連計画の推進、策定は、地域福祉審議会のもとに組織され、地域福祉、障害者福祉、高齢者福祉、子育て、健康等に直接携わる担当者等で構成された「ワーキング部会」で行い、審議は「地域福祉審議会」で行います。

■「地域福祉審議会」のイメージ



資料編

1 美浜町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 策定経緯

■美浜町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定経緯

時 期	内 容
平成 29 年 7 月 20 日	第 1 回美浜町第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画 策定委員会 1 委嘱状交付 2 委員長選出 3 議事 (1) スケジュールについて (2) アンケート調査について
平成 29 年 8 月 28 日 ～ 9 月 22 日	美浜町障害福祉に関するアンケート調査の実施
平成 29 年 11 月 9 日	第 2 回美浜町第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画 策定委員会 1 議事 (1) アンケート調査結果報告について (2) 第 3 次美浜町障害者計画骨子案について
平成 30 年 1 月 18 日	第 3 回美浜町第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画 策定委員会 1 議事 (1) 第 3 次美浜町障害者計画素案について
平成 30 年 1 月 22 日 ～ 2 月 9 日	パブリックコメント（意見募集）の実施
平成 30 年 2 月 15 日	第 4 回美浜町第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画 策定委員会 1 議事 (1) 第 3 次美浜町障害者計画最終案について

2 美浜町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 美浜町障害者計画及び美浜町障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するにあたり、幅広い視野から検討を行うとともに、的確な助言を得るため、美浜町障害者計画及び美浜町障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画策定に関連する必要な事項に関すること。

(委員及び任期)

第3条 委員会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 障害者関係事業者
- (4) 行政機関等の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、厚生部福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3 美浜町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 策定委員会委員名簿

■美浜町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定委員会委員名簿

No.	機 関	区 分	所 属	氏 名
1	保健医療関係者	委員	美浜町医師会代表	榊 原 良 一
2	福祉団体関係者	委員	南知多・美浜地域精神障害者家族会会長	久保田政夫
3	福祉団体関係者	委員	美浜町知的障害者育成会会長	中野美智子
4	福祉団体関係者	委員	美浜町身体障害者福祉協議会代表	鈴 木 喜 由
5	障害者関係事業者	委員長	美浜町社会福祉協議会会長	横 田 全 博
6	障害者関係事業者	副委員長	セルプ・アゼーリア施設長	藤 原 達 也
7	障害者関係事業者	委員	ワークルームかもめ施設長	久野英里子
8	障害者関係事業者	委員	特定非営利活動法人チャレンジド理事長	辻 直 哉
9	行政機関等	委員	知多南部相談支援センター（ゆめじろう）	坂本ちひろ
10	行政機関等	委員	知多南部相談支援センター（わっぱる）	遠 藤 有 紀

4 用語解説

■用語解説

用語	内容
基本指針	国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）」のこと。平成二十九年厚生労働省告示第百十六号として改正され、平成30年4月1日より適用される基本指針では、改正された障害者総合支援法、児童福祉法を踏まえ、障害者や障害児等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の目標の設定や、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の策定において、障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児福祉サービス等を提供するための体制確保の方針を定めている。
圏域	ある地理的な条件のもとに区分された地域のこと。「愛知県障害福祉計画」では、障害者福祉施策の推進にあたり、障害保健福祉圏域を設定している。本町は、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、武豊町とともに「知多半島圏域」を形成している。その中で、本町は、南知多町、武豊町とともに「知多南部圏域」を独自に設定し、障害のある人に対し円滑に支援を行うことができるよう、障害者福祉施策に取り組んでいる。
障害者福祉	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに関わらず、障害のある人に対する幅広い分野の福祉施策のこと。
障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、各種サービスを利用する制度のこと。
ピアサポート	障害という共通点をもつ人同士が、対等な仲間として相談相手などと助けあう方法のこと。
療育	障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

美浜町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

発 行 : 平成 30 年3月

発行者 : 美浜町

編 集 : 厚生部 福祉課 社会福祉係

〒470-2492 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

TEL: (0569)82-1111(代)

FAX: (0569)83-0755(福祉課)